

鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2022年（令和4年）6月17日

福山市長 枝広 直幹

1 業務概要

(1) 業務名

鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務

(2) 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から2023年（令和5年）3月1日まで

2 委託上限金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 2017年度（平成29年度）以後に、PPP/PFI手法による公共施設整備事業に

係る事業手法検討業務（PPP/PFI導入可能性調査）を5件以上完了した実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

轄地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり

5 受注候補者の特定

轄地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価点の合計が最も高い者を本業務の受注候補者として特定する。

なお、評価点の合計が同点の場合は、委員長の決するところによる。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎10階）

福山市建設局土木部港湾河川課

電話：084-928-1260（直通）

FAX：084-922-3343

E-mail：kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2022年（令和4年）6月17日（金）
実施要領等の配布期間	2022年（令和4年）6月17日（金）から 同年7月 1日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2022年（令和4年）6月17日（金）から 同年6月24日（金）午後5時まで
質問書に対する 回答期限・回答方法	2022年（令和4年）6月29日（水） 市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2022年（令和4年）6月17日（金）から 同年7月 1日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2022年（令和4年）7月 6日（水）
企画提案書等の受付期間	2022年（令和4年）7月 7日（木）から

	同年7月19日(火)午後5時まで
一次審査 書面審査の実施	2022年(令和4年)7月21日(木)
一次審査結果通知	2022年(令和4年)7月22日(金)(予定)
二次審査 プレゼンテーションの実施	2022年(令和4年)7月26日(火)(予定)
二次審査結果通知	2022年(令和4年)7月29日(金)(予定)

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から2022年(令和4年)7月1日(金)まで(ただし、福山市の休日
を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)
の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1)の場所で交付又は福山市ホームページに掲載
(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、受注候補者より提出された見積書を確認の上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点のプレゼンテーションの参加者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。